

森林経営規程例

（目的）

第1条 この規程は、〇〇森林組合定款第〇条第〇項第〇号の規定に基づき、この組合が行う森林の経営及びこれに附帯する事業（以下「森林経営事業」という。）について必要な事項を定め、森林経営事業の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（事業の実施方針）

第2条 この組合は、森林経営事業の実施を通じ、次のいずれかの目的を達成し、林業を行う組合員の利益の増進又は森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するものとする。

- 1 森林施業及び林地の集約化等により、原木を供給する能力を増大させること
- 2 間伐及び主伐後の再造林等の適切な実施により森林の多面的機能の着実な発揮を図ること
- 3

「備考」

当該組合の森林経営事業の目的等に応じ、適宜記載することが望ましい。

- ② この組合の森林経営事業は、組合員による組合の事業利用の妨げとならないようにこれを行わなければならない。

（事業の対象とすることができる森林の範囲）

第3条 この組合が行う森林経営事業の対象とすることができる森林は、林業を行う組合員の利益の増進又は森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには、この組合が自ら経営することが相当と認められる森林で、次の表の各号に定める地区内にあるもの及びこれに併せて経営することを相当とするこの組合の地区外にあるものとする。

1	〇〇県〇〇市（旧△△町の区域）
2	〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇の区域
3	

「備考」

1. 当該組合の自然的・社会的条件等に応じた区域（旧市町村や大字単位）を記載することが望ましい。
 2. 当該組合の地区全般で森林経営事業を行う等、森林の範囲を特定しない場合は、「次の表の各号に定める」を「この組合の」とすることもできる。
- ② この組合の地区外にある森林を対象とする場合においては、あらかじめ、その地区の範囲に当該森林の所在地を含む森林組合と協議するものとする。

（事業の実施）

第4条 この組合は、森林経営事業の対象とすることができる森林のうち、適切に森林経営を行いうる組合員がいない森林について森林経営事業を行うものとし、必要に応じて事業の対象としようとする森林の周辺に森林を所有する組合員に意見を聴くものとする。

- ② この組合が森林経営事業を実施するときは、森林の経営に関する長期の方針、森林の

取得に関する基本的な方針、伐採・植栽・保育等の森林施業のサイクルを踏まえた施業に関する基本的な計画、長期的な収支に関する計画、必要な資金の調達・返済に係る資金に関する計画等を内容とする〇年先を見通した森林経営長期事業計画を策定し、総会の決議を経るものとする。

「備考」

森林経営長期事業計画の計画期間は10年から25年の間で設定することが望ましい。

③ この組合は、森林経営に関する情勢の変化を勘案し、及び森林経営事業の実施状況を踏まえ、おおむね5年ごとに森林経営長期事業計画の見直しを行い、必要な変更を加え、総会の決議を経るものとする。

④ この組合は、毎事業年度ごとに事業実績を総会に報告するものとする。

「備考」

林地供給事業を行っている組合は、必要に応じて次項を加えることもできる。

⑤ この組合は、林地供給事業実施規程に基づき作成した林地取得希望者名簿に記載した組合員から事業対象森林について供給の希望があった場合は、同規程に基づき、当該組合員への林地の供給を検討するものとする。

（施業委託）

第5条 この組合は、森林経営事業を効率的に行うために必要と認めるときは、森林経営に係る施業を林業を行う者等に委託することができる。

（経理の区分）

第6条 この組合は、森林経営事業とその他の事業を区分して経理するものとする。

（実施細目）

第7条 この規程に定めるもののほか、森林経営事業の実施について必要な事項は、別に理事会において定める。

附 則

この規程は、行政庁の承認を受けた日から効力を生じる。